

# 総務省消防庁予防課通達

(平成30年6月1日・平成30年8月24日)

## 自家発電設備の法令改正と 今後の点検方法について

(消防予第372号・第373号・第528号)

屋内消火栓設備(スプリンクラー等)を設置している建物には、非常用電源の設置が義務(消防法第17条第1項)であり、その対象は不特定多数の人が出入りし、延べ面積1,000㎡以上の建物では、自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備のいずれかを設置しなければならない(規則第12条第1項)。これらの基準に基づき設置された自家発電設備は、定期的に点検し(総合法定点検)消防署長等への報告をする義務がある(消防法第17条3の3)

2018年6月1日に総務省消防庁より公布された点検方法の改正は、下記の通り1年に1回実施することが義務付けられました。

①過去6年以内に負荷運転点検を行っていても、その後、保全策点検の実施記録が無い場合には、2018年6月から2019年5月31日迄の点検は、下記2方法のいずれかを実施することが義務付けられました。

● 負荷運転点検 ● 内部観察点検(分解整備点検)

②2019年6月以降は、下記3方法のいずれかを実施することが義務付けられました。

● 保全策点検 ● 負荷運転点検 ● 内部観察点検

③2019年6月以降に「保全策点検」だけを行った場合は、6年に1回は下記2方法のいずれかを実施する事が義務付けられました。

● 負荷運転点検 ● 内部観察点検(分解整備点検)

点検方法	● 保全策点検	● 負荷運転点検	● 内部観察点検
点検内容	<b>【点検項目】</b> ・予熱栓 ・プラグキャップ ・冷却水ヒーター ・潤滑油プライミングポンプ <b>【交換品】</b> ・潤滑油(メーカー推奨交換1年) ・冷却水( " 1年) ・燃料フィルター( " 1年) ・潤滑油フィルター( " 1年) ・ファンベルト駆動用Vベルト( " 5年) ・冷却水用等のゴムホース( " 5年)	・発電機試運転による状況確認  ・負荷試験機を用いて負荷率30%~100%迄の負荷運転による発電機の性能確認  1. 負荷率による、電圧・電流・周波数・回転数等を測定し明記する 2. 発電設備・二次側等の漏電や故障個所の発見 3. 負荷率による黒煙状態を観察し、黒煙が継続噴出する場合は、高負荷をかけながら、堆積したカーボンを燃焼排出させる	・シリンダー内部をファイバースコープによる内部観察 ・過給器コンプレッサ翼、タービン翼の内部観察 ・冷却水の成分分析(外注) ・潤滑油の成分分析(外注) ・排気管出口の可とう管継手を外して内部確認 ・燃料噴射弁等の動作確認

①

ここまで大きな差は生じないはず ※100KVAの発電機を施工した場合

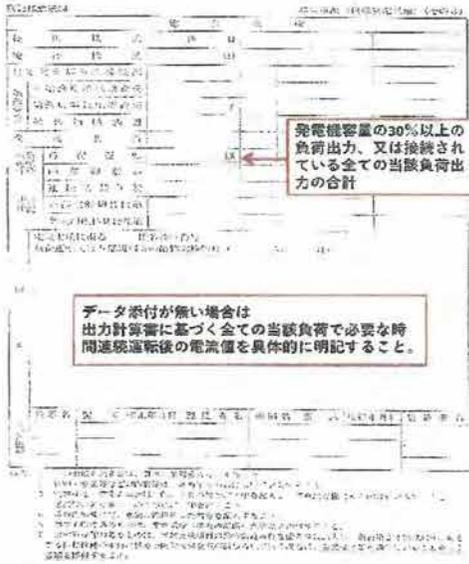
作業時間	約6時間	約1時間30分	約56時間
費用例	約210,000円+バックアップ電源費	約180,000円	約1,800,000円+バックアップ電源費
性能確認	不可	可	不可

可・不可の基準が不明  
消防庁は3つとも同水準だととらえている

なぜこの2つの方法だけ、バックアップが必要なのかももちろん、負荷運転でもあれば望ましい

# 総合法定点検の提出書類変更

2018年6月1日改正様式(消防予第273号)



消防点検を行っている業者は、2018年6月1日改正された様式にて(消防予第273号)消防法第17条3に基づき、消防署長に提出しなければならない。

つまり、この様式は消防点検を行う全ての点検業者が把握しているものであり、Kwや計測されたデータが添付されていないものは無効となります。

**② 添付なしも受理され無効にならない (添付が望ましい)**

今回の改正により、2018年6月～2019年5月31日までに法令で該当する全ての施設は、総合消防点検の項目「負荷運転」を実施しなければなりません。

しかしながら現状は全国に約120万台設置されている自家発電機のおよそ8割が未実施となっております。

**③ 根拠が不明。消防庁にも統計はない**

一般社団法人日本発電機負荷試験協会は早期の実施を啓蒙している団体です。

## 負荷運転を含む消防点検未実施時の罰則

(消防法第39条 第40条 第44条 第45条)

①点検報告結果をしない及び虚偽の報告	30万円以下の罰金又は拘留刑。 対象は代表者、代理人、使用人、従業員に科せられます。
②防火対象物の使用停止命令に違反	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金刑 対象は防火対象物の関係者の法人に科せられます。
③消防用設備又は特殊消防設備の未設置	懲役又は100万円以下の罰金刑 対象は防火対象物の関係者の法人に科せられます。
④防火対象物に必要な措置命令に違反	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金刑 対象は防火対象物の関係者の法人に科せられます。

有事の際、民間の保険会社の支払いも悪質な場合は履行されない場合もあります。

④ ②から④は点検とは無関係

### 防火対象物(消防法施行令別表第1)

対象の建物	劇場・公会堂等	特殊浴場
	キャバレー等・遊技場等	一般浴場
	性風俗特殊営業店舗等	神社・寺院等
	カラオケボックス等	工場等
	料理店・飲食店	映画又はテレビスタジオ
	百貨店等・旅館・ホテル等	駐車場等
	共同住宅(マンション)等	航空機格納庫
	病院等	倉庫・事務所等
	自力避難困難者入所福祉施設等	特定複合用途防火対象物
	老人福祉施設、児童養護施設等	非特定複合用途防火対象物
	幼稚園等	地下街・準地下街
	学校・図書館等	文化財・アーケード

※赤は1年に1回 青は3年に1回の法定点検が義務付けられています。

【 ご用命・ご相談は 】

**JLA** 一般社団法人日本発電機負荷試験協会

